

盛岡保健所長告示第6号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第149条の19第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成19年1月9日

盛岡保健所長 鈴木俊彦

1 介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業 所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0370101222	河南デイケアセンター	孝仁デイケアセンター	盛岡市中太田泉田28番地	平成19年1月1日

2 介護予防訪問看護

介護保険事業 所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0360190060	河南病院さわやか訪問看護ステーション	孝仁さわやか訪問看護ステーション	盛岡市中太田泉田28番地	平成19年1月1日